

令和4年度 東彼杵町

後期高齢者医療特別会計予算概要

令和4年3月

東 彼 杵 町

令和4年度後期高齢者医療特別会計予算概要

予算概要

本年度当初予算額は、対前年比約4.3%増の124,123千円を計上した。歳出予算の増額の主な要因は、令和4年度は制度の安定した財政運営を確保するため2年単位で行われる保険料率改定の年であり、後期高齢者医療保険料の均等割額年額2,200円増の49,400円、所得割率0.05%増の9.03%となり、ともに増となり保険料負担金が増加したためである。

歳入関係

1. 後期高齢者医療保険料

① 特別徴収保険料

後期高齢者保険料を年金から直接徴収するものである。保険料については長崎県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）が賦課決定を行い、町は徴収のみ行うため、広域連合から通知があった59,626千円（対前年比約11.6%増）を計上した。

② 普通徴収保険料

年金額が年18万円未満の被保険者、介護保険料と後期高齢者保険料の合算額が年金支給額の半分を超える等の特別な事情のある被保険者、又は特別徴収から口座振替へ徴収方法の変更を申し出た被保険者は年金から直接徴収することが出来ず、納付書等により徴収するものである。保険料については広域連合が賦課決定を行い、町は徴収のみ行うため、広域連合から通知があった14,894千円（対前年比約20.0%減）を計上した。

2. 県支出金

令和4年10月から後期高齢者医療保険被保険者の医療費の窓口負担割合が見直されることに伴い、全被保険者に保険証の再発行を行うための費用に対し、特別対策補助金150千円を計上した。

3. 繰入金

一般会計からの繰入金として、43,042千円を計上した。

繰入金は一般管理費、賦課徴収費、保険料等納付金、事務費負担金、予備費等に充てられる。

4. 諸収入

雑入については、健康診査委託料6,238千円を計上した。

歳出関係

1. 総務費

一般管理費として、健康診査委託料及び人間ドック検診助成金等を計上した。

2. 後期高齢者医療広域連合納付金

保険料等納付金107,100千円及び事務費負担金6,051千円の合計113,151千円を計上した。

保険料等納付金は、被保険者から徴収した保険料及び県から交付される保険基盤安定負担金を広域連合に納めるものである。保険基盤安定負担金とは、低所得者の保険料軽減分の公費支援であり、県から負担金の3/4の補助を受け、町の1/4を合わせて支出する。

事務費負担金は、広域連合の運営費用を各市町の人口比等に応じて負担するものである。

